

株 主 各 位

愛知県半田市州の崎町2番地12

株式会社 鶴 弥

代表取締役社長 鶴 見 哲

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月26日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 愛知県半田市州の崎町2番地12 当社本社4階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報告事項 | | 第51期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.try110.com>）に修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎当日、代理人により議決権を行使される場合は当社の定款の定めにより、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎当日、当社ではクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済政策によって、引き続き企業業績や雇用環境、所得が底堅く推移し、緩やかな改善傾向が当事業年度を通じて継続いたしました。

しかしながら、住宅市場におきましては、住宅ローン金利や政府による住宅取得支援策等があったものの、注文住宅を中心とした持家着工戸数は前年を下回って推移いたしました。その一方で、一次取得者層をターゲットとした戸建の分譲住宅（建売）は前年を上回る水準で推移し、結果として低価格の住宅の増加によって、当社の生産する粘土瓦といった高付加価値の住宅用建材においては、厳しい需要環境下に置かれております。

このような経営環境のもと、当社は、大手ハウスメーカーを中心として高所得者層をターゲットとした商品展開が行われていることを背景に、平成29年10月には、新たな事業として研究開発を進めている陶板を屋根材利用とする新たな高付加価値製品「スーパートライ美軽（みがる）」を発売いたしました。さらに、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）促進を背景として、増加傾向にある太陽光発電システム搭載に有利な緩勾配の片流れ屋根でも防水性を高める「スーパートライ110タイプI Plus」を平成30年4月に市場投入するなど活発な研究開発活動を推進して参りました。しかしながら、売上高に関しましては、持家着工戸数の減少に加え、平成29年3月期に太陽光発電システムの大型案件及び熊本地震による補修需要があったため、前年同期比10.2%減の8,062百万円となりました。

一方で、損益面につきましては、原油価格の上昇によるエネルギーコストの増加、売上高の減少に伴う工場稼働率低下によって固定費負担が増加した結果、売上原価率は、前年同期比3.9ポイント増の75.0%となり、売上総利益は前年同期比22.2%減の2,015百万円となりました。

なお、より効率的な生産体制を目指す目的で受注生産方式の導入を図った結果、平成29年3月期末と比較して、商品及び製品の棚卸資産が108百万円減少し、過剰在庫が抑制され、借入金の返済と合わせて、財務体質の健全化が一層進みました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高8,062百万円（前年同期比10.2%減）、営業利益68百万円（前年同期比86.8%減）、経常利益77百万円（前年同期比85.0%減）、当期純利益16百万円（前年同期比95.1%減）となりました。

なお、本社所在地に隣接する衣浦木材団地水面貯木場につきまして、関係企業が共同出資する土地整備事業が完了し、所有する土地の寄付等を行った結果、19百万円の特別損失が発生しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、31百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における増資あるいは社債の発行はありません。

(4) 対処すべき課題

当事業年度における住宅産業界は、前年を下回る持家着工戸数で推移し、加えて少子高齢化による人口減少や人口の都市部集中などが顕在化しており、住宅取得に対する政府施策や消費税増税などの要素と合わさって、今後不安定な市場環境が続くことが予想されます。

そのような状況下、当社としましては、中期経営計画（平成31年3月期～平成33年3月期）を新たに策定いたしました。そのビジョンを「わくわくする げんきな会社」と定め、下記の基本戦略を軸に具体的施策を進めることで、企業価値の一層の向上を目指しております。

製造部門、営業部門、管理部門がそれぞれのミッションを掲げ、目標達成を目指します。

- ① 環境面など市場ニーズに即した高付加価値な製品の開発
- ② ものづくりの現場における過剰在庫及びコスト抑制と、品質・生産性向上の更なる推進
- ③ 営業活動体制の刷新と、住宅市場における粘土瓦の優位性訴求を通じた鶴弥ブランドの拡大
- ④ 人材教育・技術の伝承を推進し、市場環境に対応できる人的体制の構築
- ⑤ 陶板事業をはじめとした、新たな市場・製品における事業拡大

特に粘土瓦の製造販売事業と並ぶ経営の2本柱とすることを目的とした新事業「陶板事業」については、壁材としての利用だけでなく、全く新たな屋根材として陶板屋根材「スーパートライ美軽（みがる）」を市場投入いたしました。陶板事業は、販売拡大及び量産体制の構築に向け、積極的に営業活動・研究開発活動を推し進めて参ります。その一方、粘土瓦事業の生産体制においても、引き続き、過剰在庫を抑制し、より効率的で需要動向に柔軟な生産体制を構築することを目指しております。

当社は、厳しい市場環境下にあっても、強固な経営基盤を維持・拡大することを目標に、企業として高いモチベーションを持って、事業活動を拡充していくための施策を継続して推進してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第48期 (平成27年3月期)	第49期 (平成28年3月期)	第50期 (平成29年3月期)	第51期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売 上 高(百万円)	9,117	9,025	8,975	8,062
経 常 利 益(百万円)	201	505	513	77
当 期 純 利 益(百万円)	104	247	336	16
1株当たり当期純利益 (円)	13.48	31.96	43.34	2.16
総 資 産(百万円)	17,279	17,406	17,021	16,748
純 資 産(百万円)	10,893	11,085	11,344	11,267
1株当たり純資産額 (円)	1,404.30	1,429.04	1,462.40	1,471.93

(注) 第51期(当事業年度)の事業の状況につきましては、前記2頁の「事業の経過及びその成果」のとおりであります。

(6) 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

当社の主要な事業内容は、粘土瓦の製造・販売、屋根工事の請負・施工、陶板壁材の製造・販売及び建築資材の開発・販売並びにこれに付帯関連する一切の事業を行っております。

製品 ・ ・ ・ ・ J形粘土瓦・F形粘土瓦・M形粘土瓦・陶板壁材

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業所及び営業所・工場(平成30年3月31日現在)

本社……………	愛知県半田市	北陸支店…………	富山県小矢部市
仙台営業所…	宮城県仙台市	本社工場…………	愛知県半田市
西尾工場……	愛知県西尾市	衣浦工場…………	愛知県半田市
阿久比工場…	愛知県知多郡阿久比町		

(9) 使用人の状況(平成30年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
423名	2名増	41.1歳	14.0年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	975百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	725
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	725
信 金 中 央 金 庫	400

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって株式会社三菱UFJ銀行に社名変更しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,767,800株（自己株式112,798株を含む。）
- (3) 株主数 2,554名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鶴 見 哲	1,551千株	20.2%
有 限 会 社 ト ラ イ	595	7.7
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	310	4.0
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	308	4.0
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	308	4.0
遠 山 和 子	251	3.2
鶴 見 綾 子	221	2.8
鶴 見 日 出 雄	132	1.7
岡 崎 信 用 金 庫	132	1.7
細 井 芳 美	132	1.7

（注）1. 持株比率は、自己株式（112,798株）を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって株式会社三菱UFJ銀行に社名変更しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
鶴 見 哲	代 表 取 締 役 社 長	
山 内 浩 一	常務取締役（管理本部）	
榎 本 守	常務取締役（製造本部）	
三 井 真 司	取 締 役（阿久比工場長）	
満 田 勝 己	取 締 役（営業部長）	
高 垣 俊 壽	取 締 役	有限会社高垣経営技術代表 取締役 大連日光企業コンサルタン ト有限公司副董事長
稲 田 康 孝	監 査 役（常勤）	
鶴 見 秀 夫	監 査 役	弁護士
高 須 光	監 査 役	税理士法人高須会計事務所 代表社員 アイシン精機株式会社社外 監査役

- (注) 1. 取締役高垣俊壽氏は、社外取締役であります。
2. 監査役稲田康孝氏及び監査役鶴見秀夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役稲田康孝氏は、会計事務所・愛知県中小企業団体中央会に長年にわたり在籍しており、主に財務及び会計業務に従事していたことから、この分野に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高須光氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査役稲田康孝氏及び監査役鶴見秀夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
6. 当社は定款にて、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との責任限定契約を締結できる旨を設けておりますが、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役とは責任限定契約を締結しておりません。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
榎 尾 清 勇	平成29年6月28日	辞 任	取締役（営業部長）

(3) 執行役員の状況（平成30年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当
加 藤 正 司	執行役員	開発部長
根 崎 尚 樹	執行役員	本社工場長
佐 伯 功	執行役員	西尾工場長兼衣浦工場長
角 森 一 夫	執行役員	社長室長兼経理室長

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	119百万円
（うち社外取締役）	(1)	(3)
監 査 役	3	13
（うち社外監査役）	(2)	(11)
合 計	10	132
（うち社外役員）	(3)	(14)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与15百万円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）で決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額26百万円（取締役6名に対し25百万円及び監査役1名に対し0百万円）が含まれております。

(5) 役員報酬等の額の決定に関する方針

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等につきましては公正性と透明性を確保するため、代表取締役と独立役員とが意見調整を行い、各人の役位、職責、在任期間、常勤、非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、相当と判断される金額を答申し、それに基づき取締役報酬は取締役会で、監査役報酬は監査役会で、以下の方針に基づき決定しております。

1. 取締役

- ① 月額報酬は定額とする。
- ② 利益連動給与は役員規定に基づき算定する。
- ③ 退職慰労金は役員退任慰労金支給内規に基づき算定する。

2. 監査役

- ① 月額報酬は定額とする。
- ② 退職慰労金は役員退任慰労金支給内規に基づき算定する。

3. 非常勤役員

- ① 月額報酬は定額とする。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高垣俊壽氏は、有限会社高垣経営技術代表取締役及び大連日光企業コンサルタント有限公司副董事長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鶴見秀夫氏は、鶴見法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 垣 俊 壽	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。
監 査 役	稲 田 康 孝	当事業年度に開催された取締役会15回・監査役会8回の全てに出席し、会計業務の経験を活かし、財務及び会計に関する専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	鶴 見 秀 夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会8回のうち8回に出席し、弁護士として専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、平成29年6月28日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	11百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他、財産上の利益の合計額	11百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について次のとおり決定し、これを「経営管理総則」に定め全社に周知徹底を図っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、行動指針など経営管理に関する基本事項を「経営管理総則」（平成17年6月1日制定）に定め、役員等（「役員及び従業員を指す」以下同じ）に本総則の内容を周知徹底することによって、各役員等は社会的責任を自覚するとともに、法令を遵守し、公正な競争を通じて業績を向上させ、かつ、社会的良識をもって行動するよう努める。
- ② 当社は、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を本総則に明文化し、内部通報者の保護を図るとともに、不正・不法行為の早期発見と是正に努める。
- ③ 当社は、反社会的勢力等への対応に関する行動指針及び社内規定を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、顧問弁護士や警察等とも連携し、次のとおり、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - i 社長は、「社会的秩序を乱すような反社会的勢力を断固として排除すること」を行動指針に掲げ、社長自らこの指針を実践し、より健全な経済・社会の発展に貢献する。
 - ii 当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては断固として対決する。
 - iii 役員等は、一人ひとりが得意先等との意思の疎通を、不祥事の防止、法令及び社内規定の遵守等を徹底し、トラブルを未然に防止するよう努める。
 - iv 当社は、反社会的勢力の介入を未然に防止するために、その介入時の対応を社内規定に定め、役員等が毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に介入する隙を与えないよう努める。
- ④ 当社は、内部監査人による自主監査を実施し、役員等の関連法規や社内規定の遵守状況とリスク管理を目的とした内部統制システムの整備状況を継続的に検証する。

【運用状況】

行動指針の順守を徹底するとともに、内部統制システムの適切な運用により、法令・定款等に則って職務を遂行しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に関する情報は、取締役会、経営会議等の議事録に特定し、議事録は法令又は社内規定に規定する方法で作成し、適切に保管及び保存する。
- ② 取締役及び監査役は、それらの情報を必要の都度閲覧することができる。

【運用状況】

各種規定に則り、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社のビジネスリスクの管理方法の基本は、「経営管理総則」に規定する。
- ② 当社は、損失のリスク管理に関して、鶴弥マネジメントシステムを構築することで、社内に安全衛生委員会（又は安全衛生推進委員会）、品質会議、経営会議等の会議体を設置し、品質の向上、環境の保全、安全衛生の向上を図る。
- ③ 各部門におけるビジネスリスクや情報セキュリティはそれぞれの部門で管理し、重要リスクが発生した場合には、取締役会に報告し、そこで対処方法を審議する。
- ④ 組織的なビジネスリスクや不測の事態が発生した場合には、「経営管理総則」に規定する経営危機管理又は地震等被害対策の規定に従い対処する。

【運用状況】

リスクの発生可能性につながる事項について社内で情報共有し、リスクを事前に回避し、またリスク顕在化時にも影響が最小限となるよう、業務を遂行しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定を迅速に行い、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規則に従い、毎月、定例取締役会を開催するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催する。
- ② 当社の経営に関する重要事項については、必要に応じて、社長の諮問機関である経営会議や経営危機対策委員会等の審議を経て、取締役会がその執行を決定する。担当取締役は取締役会が決定した業務の執行状況について、取締役会に適宜の方法で報告する。

【運用状況】

取締役会並びに経営会議において業務の分担を受けた取締役が毎月業務執行状況の報告を行っております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長は、経営に影響を与える業務活動に従事する全社員に対するレベルの枠組と教育訓練制度並びに人事考課制度を計画的に確立する。
- ② 当社は、財務報告適正性を確保するための業務管理体制を「業務管理方針」に基づき整備し、主要業務の社員用業務マニュアル化と責任と権限の明確化を推進する。
- ③ 社内規定及び関係法令の整備を行う。

【運用状況】

個人情報保護教育、情報セキュリティ教育を含む教育訓練制度によってコンプライアンスの啓発を推進し、法令及び定款を遵守するための取り組みを進めております。また、人事考課制度、社内規定の整備を継続的に取り組んでおります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役監査に支障をきたす事態が発生し、監査役会から監査役の職務を補佐する専従社員の配置要請がある場合には、内部監査室に監査役監査の補助に専念できる、取締役の指揮命令系統から独立した専従社員を配置する。
- ② 当社は、監査役の職務を補佐する専従社員の人事異動、人事評価並びに懲戒処分に関し、監査役会の同意権を明確にする。

【運用状況】

常勤監査役と人事担当の責任者が常に情報共有を密にしており、監査役会の要請に対して迅速に対応するようにしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、法令又は定款に定める事項に加え、業務の遂行上重大な影響を及ぼす事項や内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査役が監査役監査の判断を下すうえで必要とする事項について、遅滞なく、報告又は情報の提供を行う。

【運用状況】

監査役が社内の重要会議に出席し、社内の情報共有を行っております。また、監査役への報告については、経営管理総則の通報者の保護規定を適用し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いとすることを禁じております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、監査役監査を実効的に行うために、上記「(6)」及び「(7)」に記載する事項以外に、次の体制を確実にする。
 - i 監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて、意見を述べることができる。
 - ii 監査役は、必要に応じて、取締役会以外の重要会議又は主要会議に出席することができる。
 - iii 監査役は、内部監査人に対し、監査結果の報告を求めることができる。
 - iv 監査役は、会計監査人に対し、法定報告事項以外の報告を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役、部署長並びに社員から、前記「i～iv」以外の報告を求めることができる。

【運用状況】

監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、効率的な監査が行われるよう情報共有しております。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用等については必要額を予算計上の上、当該費用等が発生した場合、速やかに支払うことにより、監査役の活動が制約なく行われるようにしております。

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社の利益配分の基本的な考え方は、粘土瓦業界の中で最新の生産技術を保持し、高い生産力と競争力を継続的に保ちながら成長を続けていくために、設備の更新や新工場の建設等を慎重かつ大胆に実行していく必要性を認識するとともに、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのための内部留保を考慮しつつ、業績に応じた適正で安定的な配当を継続して行います。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき5円00銭とさせていただきます。すでに平成29年12月5日に実施済みの中間配当金1株当たり5円00銭とあわせまして、年間配当金は1株当たり10円00銭の剰余金配当を予定しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,785,275	流 動 負 債	4,492,407
現 金 及 び 預 金	1,818,961	支 払 手 形	192,393
受 取 手 形	779,466	電 子 記 録 債 務	900,845
電 子 記 録 債 権	156,185	買 掛 金	323,070
売 掛 金	957,647	短 期 借 入 金	2,000,000
商 品 及 び 製 品	814,910	1年内返済予定の長期借入金	400,000
仕 掛 品	44,883	未 払 金	170,599
未 成 工 事 支 出 金	2,897	未 払 費 用	211,737
原材料及び貯蔵品	125,990	未 払 法 人 税 等	43,002
前 払 費 用	9,390	未 払 消 費 税 等	16,669
繰 延 税 金 資 産	74,234	前 受 金	12,731
そ の 他	5,931	預 り 金	34,399
貸 倒 引 当 金	△5,224	賞 与 引 当 金	186,958
固 定 資 産	11,962,773	固 定 負 債	987,978
有 形 固 定 資 産	11,153,620	長 期 借 入 金	425,000
建 物	1,255,468	繰 延 税 金 負 債	57,478
構 築 物	66,629	退 職 給 付 引 当 金	125,731
機 械 及 び 装 置	595,569	役員退職慰労引当金	322,019
車 両 運 搬 具	6,347	そ の 他	57,750
工具、器具及び備品	119,384	負 債 合 計	5,480,385
土 地	9,104,672	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	5,548	株 主 資 本	11,000,804
無 形 固 定 資 産	69,150	資 本 金	2,144,134
ソ フ ト ウ ェ ア	56,191	資 本 剰 余 金	2,967,191
電 話 加 入 権	3,129	資 本 準 備 金	2,967,134
水 道 施 設 利 用 権	9,829	そ の 他 資 本 剰 余 金	57
投資その他の資産	740,001	利 益 剰 余 金	5,942,861
投資有価証券	569,705	利 益 準 備 金	110,163
出 資 金	40,164	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,832,698
長 期 貸 付 金	24,400	特 別 償 却 準 備 金	26,797
長 期 前 払 費 用	240	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	19,057
そ の 他	105,491	別 途 積 立 金	2,050,000
資 産 合 計	16,748,048	繰 越 利 益 剰 余 金	3,736,842
		自 己 株 式	△53,382
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	266,857
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	266,857
		純 資 産 合 計	11,267,662
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,748,048

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,062,302
売 上 原 価		6,046,918
売 上 総 利 益		2,015,383
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,947,116
営 業 利 益		68,266
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,106	
そ の 他 営 業 外 収 益	34,188	48,295
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,284	
手 形 売 却 損	1,307	
そ の 他 営 業 外 費 用	17,725	39,317
経 常 利 益		77,245
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4,577	
土 地 の 寄 付 等 に よ る 損 失	19,061	23,639
税 引 前 当 期 純 利 益		53,605
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	54,033	
法 人 税 等 調 整 額	△17,016	37,017
当 期 純 利 益		16,588

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
						特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成29年4月1日 期 首 残 高	2,144,134	2,967,134	57	2,967,191	110,163	35,701	19,699	2,050,000	3,807,163	6,022,727
当 期 変 動 額										
特別償却準備 金 の 取 崩						△8,903			8,903	—
固定資産圧縮 積立金の取崩							△641		641	—
剰余金の配当									△96,454	△96,454
当 期 純 利 益									16,588	16,588
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△8,903	△641	—	△70,321	△79,866
平成30年3月31日 期 末 残 高	2,144,134	2,967,134	57	2,967,191	110,163	26,797	19,057	2,050,000	3,736,842	5,942,861

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	
平成29年4月1日 期 首 残 高	△5,813	11,128,240	216,051	216,051	11,344,291
当 期 変 動 額					
特別償却準備 金の取崩		—			—
固定資産圧縮 積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△96,454			△96,454
当 期 純 利 益		16,588			16,588
自己株式の取得	△47,569	△47,569			△47,569
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			50,806	50,806	50,806
当期変動額合計	△47,569	△127,435	50,806	50,806	△76,629
平成30年3月31日 期 末 残 高	△53,382	11,000,804	266,857	266,857	11,267,662

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法（ただし、車両運搬具については定率法）を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

機械及び装置 5年～9年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式にて処理しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	335,284千円
機 械 及 び 装 置	458,113
土 地	3,096,712
計	3,890,110

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	1,600,000千円
1年内返済予定の長期借入金	400,000
長 期 借 入 金	400,000
計	2,400,000

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,010,752千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普 通 株 式 7,767,800株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式 112,798株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年6月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	58,179	7.5	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年10月18日 取 締 役 会	普通株式	38,275	5.0	平成29年9月30日	平成29年12月5日
計		96,454			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 発 生 力 日
平成30年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利 益 剰 余 金	38,275	5.0	平成30年3月31日	平成30年6月27日

4. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	57,134千円
役員退職慰労引当金	98,409
退職給付引当金	38,423
投資有価証券評価損	18,527
未払事業税	5,597
減損損失	18,751
未払費用	8,433
その他	8,926
繰延税金資産小計	254,203
評価性引当額	△118,069
繰延税金資産合計	136,134
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△99,197
特別償却準備金	△11,793
固定資産圧縮積立金	△8,387
繰延税金負債合計	△119,378
繰延税金資産の純額	16,756

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に屋根材の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、当社はデリバティブ取引は一切行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理に係る規定に従い、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払費用は、すべてが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払費用、並びに借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,818,961	1,818,961	—
(2) 受取手形 貸倒引当金（＊1）	779,466 △400		
	779,066	779,066	—
(3) 電子記録債権	156,185	156,185	—
(4) 売掛金 貸倒引当金（＊2）	957,647 △3,006		
	954,640	954,640	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	526,144	526,144	—
資産計	4,234,998	4,234,998	—
(1) 支払手形	192,393	192,393	—
(2) 電子記録債務	900,845	900,845	—
(3) 買掛金	323,070	323,070	—
(4) 短期借入金	2,000,000	2,000,000	—
(5) 未払金	170,599	170,599	—
(6) 未払費用	211,737	211,737	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	825,000	836,283	11,283
負債計	4,623,645	4,634,929	11,283

（＊1）受取手形に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（＊2）売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払金、
(6) 未払費用、

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額 43,560千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(5) 投資有価証券」には含めておりません。

【関連当事者との取引に関する注記】

特に記載すべき事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,471円93銭
1株当たり当期純利益	2円16銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月16日

株式会社 鶴弥

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代 表 社 員	公認会計士 後 藤 久 貴 ㊞
業 務 執 行 社 員	
代 表 社 員	公認会計士 大 国 光 大 ㊞
業 務 執 行 社 員	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鶴弥の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 金融商品取引法に定める「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保する体制の整備」については、取締役・内部監査室等及び監査法人東海会計社（以下、「会計監査人」という）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）並びにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、金融商品取引法に定める「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保する体制」については、取締役・内部監査室等及び会計監査人から、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

株式会社 鶴弥 監査役会

常勤 社外監査役 稲田 康 孝 ㊟

社外監査役 鶴見 秀 夫 ㊟

監査役 高 須 光 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金 5 円
総額は38,275,010円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年 6 月27日

第 2 号議案 取締役 6 名選任の件

取締役全員（6 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	つるみ さとる 鶴見 哲 (昭和41年 7 月24日生)	平成元年 4 月 当社入社 平成 8 年 7 月 当社営業開発部長 平成 9 年 6 月 当社取締役営業開発部長 平成12年 6 月 当社常務取締役社長室長兼営業開発部長 平成13年 2 月 当社常務取締役社長室長 平成16年 6 月 当社代表取締役専務社長室長 平成16年 9 月 当社代表取締役専務 平成18年 6 月 当社代表取締役専務製造本部長 平成20年 6 月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	1,551,200株
(取締役候補者とした理由) 鶴見哲氏は、当社において営業部門で役職を歴任し、平成 9 年に取締役就任後も、管理部門、製造部門の役職を歴任し、平成20年より代表取締役社長として当社の経営にあたっております。こうした経歴から、経営全般において豊富な経験と知識を有しており、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	みつ い しん じ 三井真司 (昭和48年11月16日生)	平成11年4月 当社入社 平成20年11月 当社阿久比工場長 平成24年6月 当社取締役阿久比工場長 (現在に至る)	4,000株
	(取締役候補者とした理由) 三井真司氏は、当社において管理部門及び製造部門で役職を歴任しており、平成24年より取締役として経営に携わっております。 こうした経歴から、製造分野を中心に、豊富な経験と知識を有しており、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。		
3	みつ だ かつ み 満田勝己 (昭和46年7月17日生)	平成6年4月 当社入社 平成20年6月 当社事業開発室長 平成24年7月 当社営業企画部長 平成28年4月 当社執行役員営業企画部長 平成29年6月 当社取締役営業部長兼営業企画部長 平成30年4月 当社取締役営業部長 (現在に至る)	2,000株
	(取締役候補者とした理由) 満田勝己氏は、当社において営業部門における役職を歴任しており、平成29年より取締役として経営に携わっております。 こうした経歴から、営業・販売分野を中心に、豊富な経験と知識を有しており、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。		
4	つの もり かず お ※角森一夫 (昭和47年1月18日生)	平成6年4月 当社入社 平成26年4月 当社経理室長 平成28年4月 当社執行役員社長室長兼経理室長 (現在に至る)	一株
	(取締役候補者とした理由) 角森一夫氏は、当社において管理部門における役職を歴任しており、平成28年より執行役員として重要な職務を経験しております。 こうした経歴から、企画・管理分野を中心に、豊富な経験と知識を活かすことにより、当社の更なる企業価値向上に貢献できると判断し、新たに候補者とするものであります。		
5	ね ぎき ひさ き ※根崎尚樹 (昭和48年2月7日生)	平成7年4月 当社入社 平成27年4月 当社本社工場長 平成28年6月 当社執行役員本社工場長 (現在に至る)	一株
	(取締役候補者とした理由) 根崎尚樹氏は、当社において営業部門及び製造部門で役職を歴任しており、平成28年より執行役員として重要な職務を経験しております。 こうした経歴から、製造分野を中心に、豊富な経験と知識を活かすことにより、当社の更なる企業価値向上に貢献できると判断し、新たに候補者とするものであります。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
6	たかがきとしひさ 高垣俊壽 (昭和25年6月23日生)	昭和48年4月 凸版印刷株式会社入社 平成4年12月 同社退職 平成5年1月 株式会社実践経営研究所入社 同社専務取締役 平成13年1月 有限会社高垣経営技術設立 同社代表取締役(現任) 平成14年10月 大連日光企業コンサルタント有限 会社設立 同社副董事長(現任) 平成23年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	一株
(社外取締役候補者とした理由) 高垣俊壽氏は、品質管理や生産管理に係る業務経験や、技術士(経営工学部門)、中小企業診断士、ISO90001 主任審査員、ISO14001の審査員補等の資格を有するなど、経営コンサルタントとしての長年の経験と実績等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で当社経営に対する助言や監督をいただけるものと判断したため、引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
3. 高垣俊壽氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高垣俊壽氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役山内浩一氏及び榎本守氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

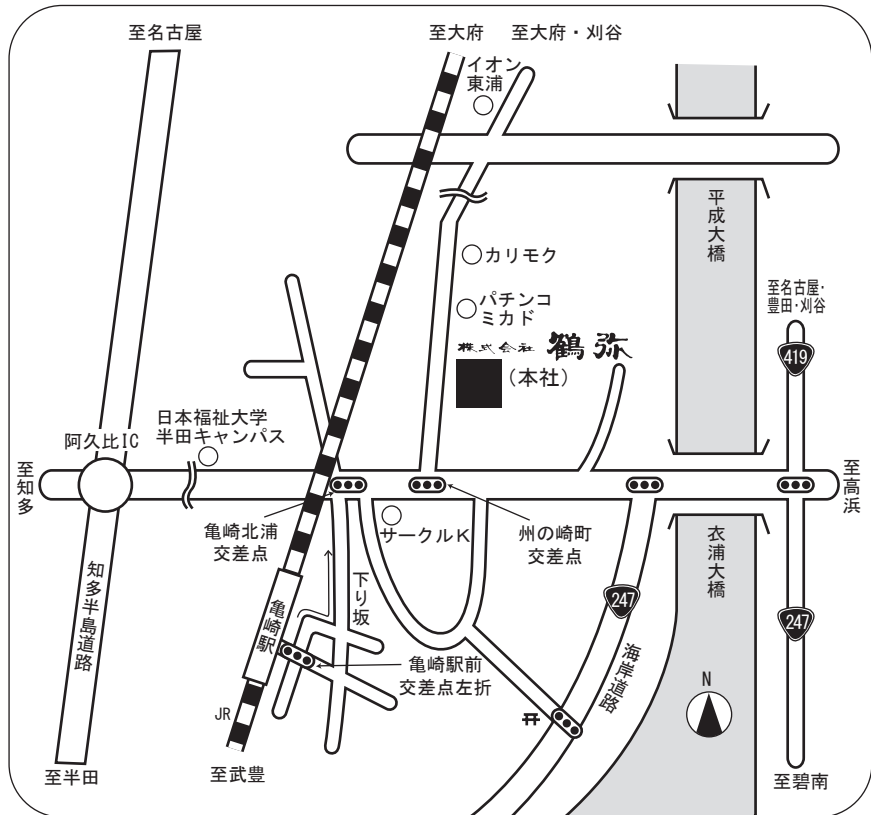
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴
やまうちこういち 山内浩一	平成13年6月 当社取締役 平成26年6月 当社常務取締役 (現在に至る)
えのもとまもる 榎本守	平成18年6月 当社取締役 平成26年6月 当社常務取締役 (現在に至る)

以上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県半田市州の崎町2番地12
当社本社4階ホール
電話(0569)29-7311 (代表)



交通 電車：JR亀崎駅より徒歩約20分です。
お車：知多半島道路阿久比ICより約7 kmです。
当会場の駐車場をご利用ください。